

泊発電所2号炉審査資料	
資料番号	HTN2-PLM30(冷停)-共通 改2
提出年月日	令和2年10月29日

泊発電所 2 号炉 高経年化技術評価
(共通事項)

補足説明資料

令和2年10月29日
北海道電力株式会社

目 次

1. はじめに.....	1
2. 今回実施した高経年化技術評価について.....	2
2.1 高経年化技術評価の実施体制及び実施手順	3
2.2 高経年化技術評価の前提とする運転状態	15
2.3 評価対象となる機器及び構造物の抽出	16
2.4 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象の抽出	19
2.5 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象に対する健全性評価	24
2.6 耐震安全性評価.....	26
2.7 高経年化技術評価に係る全体プロセス	28
3. 泊発電所における保全活動.....	30
別紙1. 日常劣化管理事象等について.....	1-1
別紙2. 日常劣化管理事象以外の事象について.....	2-1

1. はじめに

(1) 本資料について

本資料は、泊発電所2号炉の高経年化技術評価書の補足として、共通的な事項である実施体制及び実施手順等について取りまとめたものである。

(2) 保安規定変更認可申請について

泊発電所2号炉は、平成3年（1991年）4月12日に営業運転を開始し、令和3年（2021年）年4月に運転開始後30年を経過することから、原子炉等規制法¹第43条の3の22第1項及び実用炉規則²第82条第1項の規定に基づき、原子力規制委員会内規「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（以下、「実施ガイド」という。）に従い、泊発電所2号炉について、安全上重要な機器等の経年劣化に関する技術的な評価（高経年化技術評価）を行い、この評価の結果に基づき、10年間に実施すべき保守管理に関する方針（長期施設管理方針）を策定した。

また、原子炉等規制法第43条の3の24及び実用炉規則第92条の規定に基づき、泊発電所原子炉施設保安規定に長期施設管理方針を反映するため、令和2年3月19日に保安規定変更認可申請を行った。

¹ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）

² 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）

2. 今回実施した高経年化技術評価について

泊発電所についての高経年化技術評価及び長期施設管理方針に関しては、「泊発電所原子炉施設保安規定」(R-1) (以下、「保安規定」という。) 第118条の6において規定しており、これに基づき実施手順及び実施体制を定め、泊発電所2号炉について高経年化技術評価を行い、この評価の結果に基づき、長期施設管理方針を策定した。

2.1 高経年化技術評価の実施体制及び実施手順

保安規定に基づく品質保証計画に従い、日本電気協会「原子力発電所における安全のための品質保証規程」(JEAC4111-2009)及び「原子力発電所の保守管理規程」(JEAC4209-2007)に則った高経年化技術評価の実施体制を構築している。

高経年化技術評価の実施体制及び実施手順は、原子力発電安全委員会での審議を経て承認された二次文書「泊発電所原子炉施設の高経年化対策検討マニュアル」(R-30-112)

(以下、「PLMマニュアル」という。)により規定しており、PLMマニュアルに従い策定した「泊発電所1, 2号炉 高経年化対策検討実施計画書」(以下、「実施計画書」という。)により実施体制を定めている。

具体的な実施体制は図-1のとおり。それぞれの責任と権限は以下のとおり。

- 総括責任者

高経年化対策検討の全体を総括し、実施計画の策定、高経年化技術評価及び長期施設管理方針の策定を行う責任者。当該責任者は原子力部長である。

- 統括責任者

機械・電気設備及び土木・建築設備の高経年化対策検討に係る責任者。当該責任者は原子力部長もしくは原子力土木部長である。

- 評価実施グループリーダー

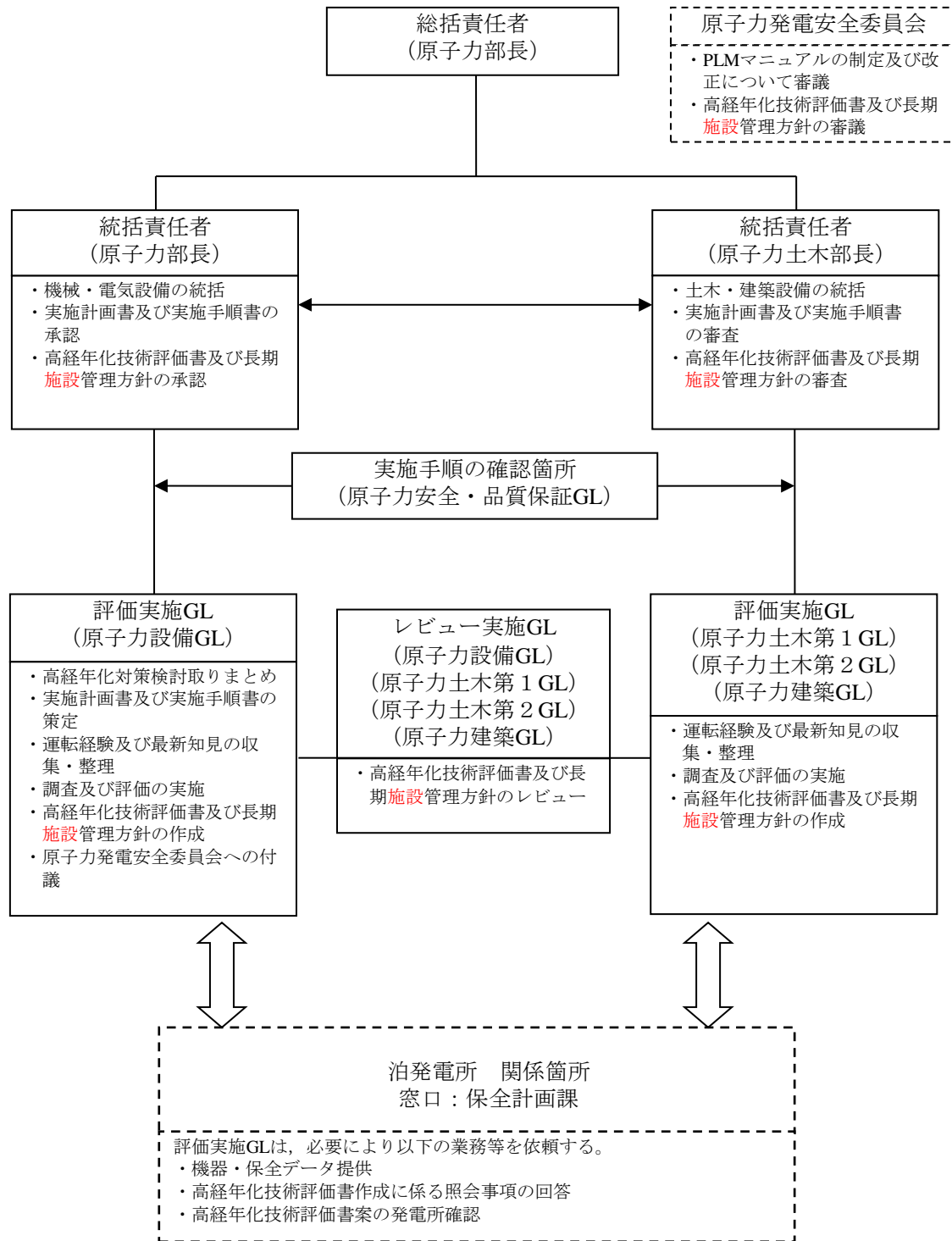
高経年化対策検討の実施担当であり、検討に必要な資料やデータ等の入手、高経年化技術評価書や長期施設管理方針(以下、高経年化技術評価書及び長期施設管理方針を合わせて「評価書等」という。)の作成・調整を行うグループリーダー(以下、「グループリーダー」を「GL」という)。当該GLは原子力設備GL(機械・電気設備)、原子力土木第1GL(取水構造物)、原子力土木第2GL(浸水防護施設)及び原子力建築GL(建屋全般)である

- レビュー実施グループリーダー

評価実施グループリーダーが作成する評価書等の内容をレビューするGL。当該GLは原子力設備GL, 原子力土木第1GL, 原子力土木第2GL及び原子力建築GLである。なお、評価実施グループリーダーとレビュー実施グループリーダーが同一の場合は、評価実施担当者と異なる者にレビューを実施させた。

- 実施手順の確認箇所

高経年化技術評価書が、このマニュアルで定める業務プロセスに基づき作成されているか確認する箇所。当該箇所は原子力安全・品質保証GLである。



注1：実線箇所が高経年化技術評価の実施体制範囲である。

なお、泊発電所関係箇所及び窓口については、評価の実施に当たり必要な情報等の提供を示す。

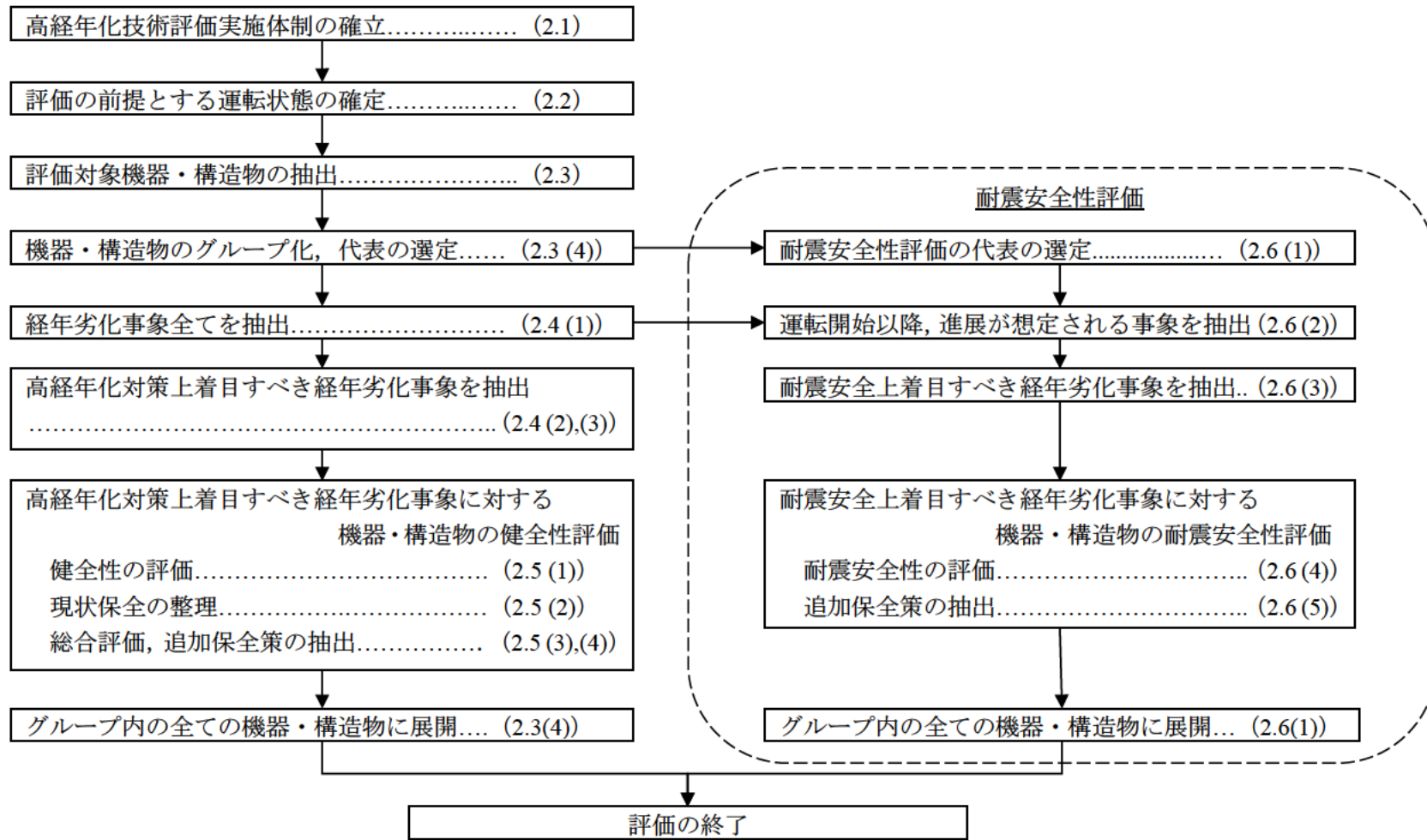
注2：必要により評価書作成助勢等の外部委託を実施するものとする。

注3：原子力発電安全委員会は、保安規定第6条に基づき設置するもので、泊発電所原子炉施設の保安に関する事項を審議し、確認する。原子力部長を委員長とし、泊発電所長、発電用原子炉主任技術者他で構成する。高経年化技術評価に関しては、PLMマニュアルの制定及び改正並びに高経年化技術評価書及び長期施設管理方針の審議を行う。

図-1 高経年化技術評価の実施体制

高経年化技術評価の実施手順は、PLMマニュアルに従い策定した「泊発電所1，2号炉高経年化対策検討実施手順書」（以下、「実施手順書」という。）により確立している。

高経年化技術評価の流れを図－2に示す。具体的な実施手順は2.2～2.6に示す。また、評価書等の内容のレビュー，実施手順の確認及び評価書等の承認プロセスについて2.7に示す。

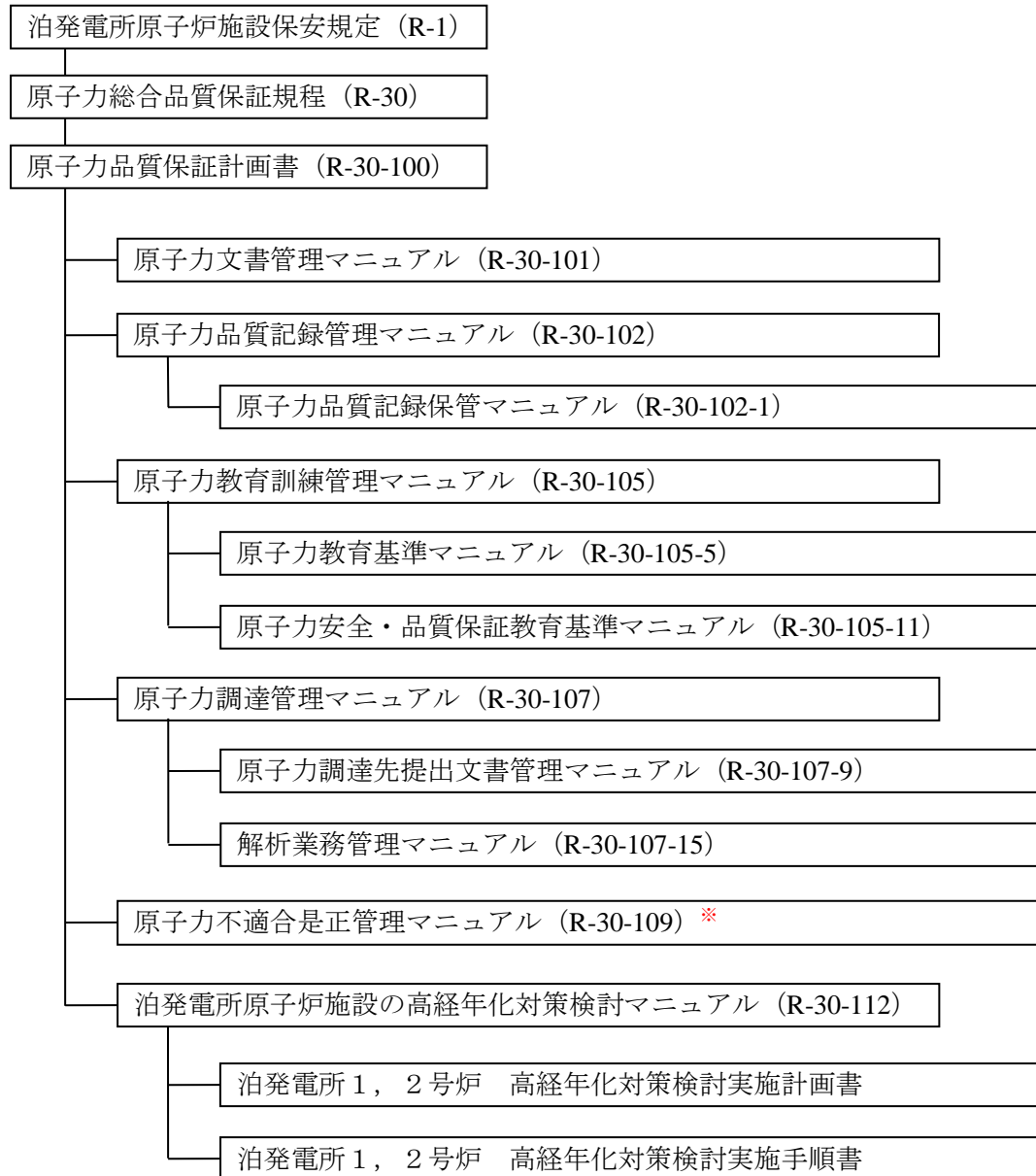


注 フロー中括弧内の番号は、本資料での記述箇所を示す。

図-2 高経年化技術評価の流れ

(1) 高経年化技術評価に係る品質マネジメントシステムの文書体系

高経年化技術評価に係る品質マネジメントシステム（QMS）の文書体系を図－3に示す。



※ 令和2年4月1日からは、名称が「原子力改善措置活動管理マニュアル (R-30-109)」へ変更となっている。

図－3 高経年化技術評価に係る品質マネジメントシステム文書体系

各文書の規定範囲は以下のとおり。

a. 一次文書

(a) 原子力総合品質保証規程 (R-30)

泊発電所の原子力安全の達成と信頼性の確保、及びこれらを維持、向上させるために、保安規定及び日本電気協会「原子力発電所における安全のための品質保証規程」(JEAC4111-2009)並びに関係法令に基づいて、泊発電所における保安活動に係るQMSを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とした規程。

(b) 原子力品質保証計画書 (R-30-100)

保安規定、原子力総合品質保証規程及び関連法令に基づき、原子力安全の達成と信頼性の確保、及びこれらを維持、向上させるために、原子力安全のためのQMSを確立し、これに基づいた品質保証活動を実施するとともに、QMSの有効性を評価確認し、継続的に改善することを目的とした計画書。

b. 二次文書 (マニュアル)

(a) 原子力文書管理マニュアル (R-30-101)

保安規定及び原子力品質保証計画書に基づき、手順書等を遵守するために重要度に応じた文書の管理方法について定め、これを円滑に実施することを目的としたマニュアル。

(b) 原子力品質記録管理マニュアル (R-30-102)

保安規定及び原子力品質保証計画書に基づき、品質保証活動に関する要求事項への適合及びQMSの効果的運用の証拠を示すための記録の対象の明確化及び管理方法について定め、これを円滑に実施することを目的としたマニュアル。

(c) 原子力教育訓練管理マニュアル (R-30-105)

保安規定及び原子力品質保証計画書に基づき、本店実施部門³において計画・実施する教育・訓練に関する基本的事項を定め、品質保証活動に従事する者の知識、技能、業務遂行能力の維持向上を図ることを目的としたマニュアル。

³ 「本店実施部門」とは、原子力安全・品質保証部長、原子力部長、原子力土木部長及び資材部長が所管している組織並びに原子炉保安統括及び副原子炉保安統括を総称したもの。

(d) 原子力調達管理マニュアル (R-30-107)

保安規定及び原子力品質保証計画書に基づき、業務の外部委託等による製品又は役務（以下、「調達製品等」という。）の品質を確保し、当社の調達要求事項に適合させるため、調達先の評価、再評価及び選定、調達要求事項の明確化、調達先への発注並びに調達製品等の検証等に関する事項を定め、円滑に調達を実施することを目的としたマニュアル。

(e) 原子力不適合是正管理マニュアル (R-30-109) ※

保安規定及び原子力品質保証計画書に基づき、本店実施部門において発生した業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理するための方法及びそれに関する責任と権限並びに根本原因分析を実施するための方法及び体制等を定め、これを円滑に実施することを目的としたマニュアル。

※ 令和2年4月1日からは、名称が「原子力改善措置活動管理マニュアル (R-30-109)」へ変更となっている。

(f) 泊発電所原子炉施設の高経年化対策検討マニュアル (R-30-112)

保安規定及び原子力品質保証計画書に基づき、泊発電所原子炉施設の高経年化対策検討に関する実施手順及び実施体制を定め、高経年化技術評価の実施及び長期施設管理方針の策定に係る業務を、適用法令等の要求を満たしつつ、適切かつ円滑に実施することを目的としたマニュアル。

c. 三次文書 (マニュアル)

(a) 原子力品質記録保管マニュアル (R-30-102-1)

原子力品質記録管理マニュアルに基づき、原子力部長及び原子力土木部長が所管している組織における記録の種類、保管担当箇所及び保管期間を定め、記録を適切に保管することを目的としたマニュアル。

(b) 原子力教育基準マニュアル (R-30-105-5)

原子力教育訓練管理マニュアルに基づき、原子力部長が所管するグループ及び原子力土木部長が所管するグループの各ステップに応じた業務の遂行能力及びその力量を確保するための教育方法を明確にし、各グループの品質保証活動に従事する者の知識、技能、業務遂行能力の維持向上を図ることを目的としたマニュアル。

(c) 原子力安全・品質保証教育基準マニュアル (R-30-105-11)

原子力教育訓練管理マニュアルに基づき、原子力安全・品質保証部長が所管している組織の各ステップに応じた業務の遂行能力及びその力量を確保するための教育方法を明確にし、原子力安全・品質保証グループ員の知識、技能、業務遂行能力の維持向上を図ることを目的としたマニュアル。

(d) 原子力調達先提出文書管理マニュアル (R-30-107-9)

原子力調達管理マニュアルに基づき、調達先から提出される文書に関する当社の具体的な管理方法を定め、これを円滑に実施することを目的としたマニュアル。

(e) 解析業務管理マニュアル (R-30-107-15)

原子力調達管理マニュアルに基づき、許認可申請等での計算ミスや入力誤り等の不適合を未然に防止し、解析業務の品質を確保するため、当社及び受注者において実施すべき具体的な事項を定め、この業務を円滑に実施することを目的としたマニュアル。

d. 三次文書（二次文書に基づき作成した文書）

(a) 泊発電所 1，2号炉 高経年化対策検討実施計画書

PLMマニュアルに基づき、泊発電所 1，2号炉高経年化対策検討に係る実施体制、高経年化対策検討工程、高経年化技術評価書のレビュー実施要領、高経年化技術評価書の作成に係る実施手順の確認要領を定めた計画書。

(b) 泊発電所 1，2号炉 高経年化対策検討実施手順書

PLMマニュアルに基づき、泊発電所の高経年化対策検討に関する実施手順を定め、高経年化技術評価の実施及び長期施設管理方針の策定に係る業務を、適用法令等の要求事項を満たしつつ、適切かつ円滑に実施することを目的とした手順書。

(2) 高経年化技術評価の実施に係る協力事業者の管理

高経年化技術評価に係る業務を委託した協力事業者（三菱重工業株式会社、三菱電機株式会社及び株式会社原子力エンジニアリング）について、原子力調達管理マニュアルに基づく以下の管理を行っている。

a. 調達先の評価

調達要求事項に適合する調達製品等を供給できるかどうかの能力について評価している。

b. 調達要求事項の明確化

当社の要求事項は、調達文書（仕様書等）により明確にしている。

c. 品質保証体制等の確認

品質保証計画書により、品質保証体制等に問題の無いことを確認している。

d. 調達製品等の検証

調達製品等が、調達文書に規定した調達要求事項を満たしていることを、報告書の審査により検証している。また、必要に応じ、契約内容に基づいて、業務委託の履行状況を把握するものとしている。

(3) 高経年化技術評価の実施に関与する者の力量管理

高経年化技術評価の実施に関与する者に必要な力量及び教育・訓練は、PLMマニュアルにより表－1のとおり定めている。

表－1 高経年化技術評価の実施に関与する者の力量及び教育・訓練

力 量	教 育・訓 練
下記のいずれかの項目に該当するものであること。 ・担当する分野・設備又は高経年化対策業務における実務経験が3年以上 ・担当する分野・設備又は高経年化対策業務に関して「原子力教育訓練管理マニュアル」(R-30-105)に定める知識・技能がステップⅡ以上の者 ・当該要員の所属する箇所のGLが、上記と同等かそれ以上の力量を有すると判断した者(※1)	GLは、力量要件を満たしていない者に対して、各グループの教育基準マニュアルに定められる知識・技能がステップⅡ以上の教育・訓練を行う。

※1：GLは、その判断根拠を明確にすること。

PLMマニュアルに従い、評価実施GL、レビュー実施GL及び実施手順の確認箇所は、評価者又は確認者が表－1の力量を有している事を確認し、業務を実施させている。また、評価者又は確認者の資格認定記録及び教育の記録を保管している。

(4) 最新知見及び運転経験の反映

高経年化技術評価においては、これまでに実施された先行プラントの高経年化技術評価書を参考にするとともに、最新知見及び国内外の運転経験について高経年化技術評価への影響を整理し、反映要否を検討し、反映要と判断したものについて、高経年化技術評価に反映している。

a. 最新知見

(a) 調査対象期間

実施済みの泊1号炉30年目高経年化技術評価において平成29年12月までの最新知見を取りまとめており、これを活用することとし、その後の平成30年1月から調査対象期間は令和元年10月末までとした。

なお、調査対象期間以降の最新知見についても適宜反映する。

(b) 調査範囲

調査対象期間中に発行された以下の情報を検討し、高経年化技術評価を実施する上で新たに反映が必要な知見を抽出している。

- ・ 原子力規制委員会からの指示文書
- ・ 日本機械学会、日本電気協会、日本原子力学会の標準類（規格、基準、指針、手引きなど）
- ・ 原子力規制委員会のホームページ（旧原子力安全基盤機構関連情報）に掲載されている高経年化技術情報データベースの試験研究の情報

調査対象期間中の最新知見は23件であった。このうち、高経年化技術評価に反映したものは以下の2件であった。

- 日本原子力学会 原子力発電所の高経年化対策実施基準：2018（追補3）（AESJ-SC-P005：2018（Adm.3） 令和元年7月発行）
- NRA技術報告 中性子照射がコンクリートの強度に及ぼす影響（NTEC-2019-1001 令和元年8月発行）

b. 運転経験

(a) 調査対象期間

関西電力美浜2号炉40年目高経年化技術評価までの知見がPLM基準2015版⁴附属書A（規定）の経年劣化メカニズムまとめ表に取りまとめられておりこれを活用する。

⁴ 日本原子力学会「日本原子力学会標準 原子力発電所の高経年化対策実施基準：2015」（AESJ-SC-P005:2015）

また、実施済みの泊1号炉30年目高経年化技術評価において平成29年12月までの運転経験を取りまとめており、これを活用することとし、調査対象期間はその後の平成30年1月から令和元年10月末までとした。

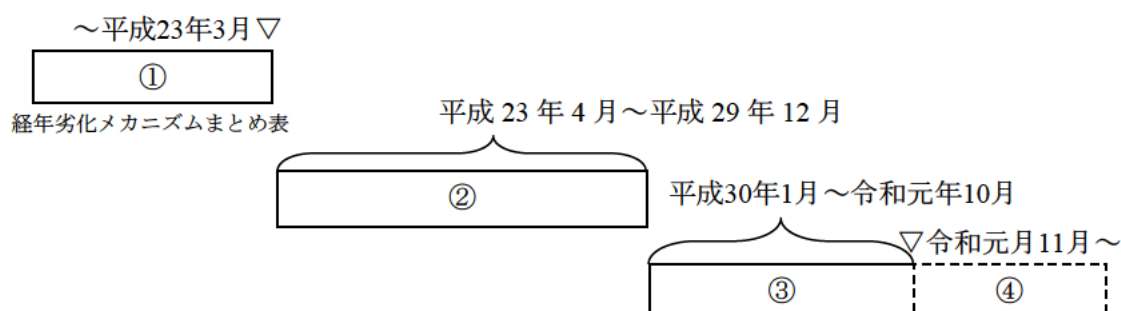
なお、調査対象期間以降の運転経験についても適宜反映する。

(b) 調査範囲

調査対象期間中に発行された以下の情報について、高経年化技術評価への反映要否をスクリーニングしている。

- ・ 国内の運転経験として、原子力施設情報公開ライブラリー⁵において公開されている“トラブル情報”及び“保全品質情報”
- ・ 海外の運転経験として、米国原子力規制委員会（NRC）のBulletin, Generic Letter 及びInformation Notice

調査対象期間における運転経験の高経年化技術評価への反映の考え方を図-4に示す。



- ① 平成23年3月末までの運転経験（関西電力美浜2号炉40年目高経年化技術評価までの知見）は、PLM基準2015版の経年劣化メカニズムまとめ表に取りまとめられており、これを活用した。
- ② 泊1号炉30年目高経年化技術評価において、平成23年4月から平成29年12月までの運転経験を取りまとめており、これを活用した。
- ③ 平成30年1月から令和元年10月末までの運転経験について新たにスクリーニングを実施。
- ④ 令和元年11月以降の運転経験については、適宜反映する。

図-4 高経年化技術評価に反映した運転経験の範囲

調査対象期間（③）中の運転経験は180件あり、経年劣化に起因するものは11件抽出されたが、高経年化技術評価に新たに反映が必要なものとして抽出されたものは無かった。

⁵ 原子力安全推進協会が運営する国内の原子力発電所のトラブル情報などをまとめて保管し、公開しているデータベース。（NUCIA情報）

また、調査対象期間（③）中において調査範囲に該当するNUCIA情報のうち最終報告となっていない情報を表－2に示す。これら20件についても、適宜更新情報を確認し、必要に応じて高経年化技術評価書の見直しを行う。

表－2 調査対象期間（③）中の登録事象のうち最終報告とはなっていない情報
(令和元年10月末時点)

No	発電所	件名
1	志賀2	志賀2号機 三菱電線工業株式会社の不適合納入（その他メーカー不適切対応）
2	福島第二	1・2廃棄物処理建屋冷凍機A運転異常について
3	福島第二2	2号機中央制御室給気処理装置(A)点検における工事管理の不備
4	福島第一	福島第一原子力発電所 プロセス主建屋及び雑固体廃棄物減容処理建屋近傍のサブドレン水位の監視不能に伴う運転上の制限の逸脱について
5	福島第二2	中央制御室冷凍機圧縮機銅管継手部リークについて
6	泊3	泊発電所3号機非常用ディーゼル発電機B号機制御盤内リレー端子接続不良
7	福島第一2	福島第一原子力発電所 2号機原子炉への注水ポンプの停止・起動について
8	柏崎刈羽7	シャフト機構折損による水密扉故障
9	浜岡5	直結変圧器衝撃油圧リレイの作動
10	柏崎刈羽6	駆動部連結シャフト破断による水密扉故障
11	福島第一2	福島第一原子力発電所 2号機原子炉格納容器内窒素封入設備の流量計下限値誤りについて
12	福島第一2	福島第一原子力発電所 2号機窒素封入設備におけるLCO逸脱事象について
13	福島第一5,6	福島第一原子力発電所 5・6号機開閉所66kV双葉線1号からの発煙について
14	福島第一5	福島第一原子力発電所5号機 非常用ディーゼル発電機B動弁注油タンク液位上昇事象について
15	伊方1	伊方発電所1号機 空冷式非常用発電装置の不具合について
16	島根2	有効性評価等の解析における入力値の誤り
17	女川3	女川原子力発電所3号機における放射線モニタの管理に関する原子力規制委員会からの判定結果について
18	伊方3	伊方発電所3号機 高圧注入ポンプ3Bの動作不能に係る運転上の制限の逸脱について
19	高浜4	蒸気発生器伝熱管の損傷
20	柏崎刈羽5	柏崎刈羽原子力発電所 大湊側補助ボイラー建屋における火災の発生について

2.2 高経年化技術評価の前提とする運転状態

泊発電所2号炉については、平成25年7月8日に新規制基準への適合性に係る申請を行い審査を受けているところであり、運転開始以後30年を経過する日において技術基準⁶に適合しないものがある（実施ガイド3.1⑧ただし書きのロに該当する）見込みである。そのため、今回実施する高経年化技術評価は、実施ガイド3.1⑧の規定に従い、発電用原子炉の冷温停止状態が維持されること（燃料が炉心に装荷された状態を含む。以下同じ。）を前提としたものとした。

なお、原子炉の運転を断続的に行うことを前提とした評価については、今後、新規制

⁶ 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）に定められる基準

3. 泊発電所における保全活動

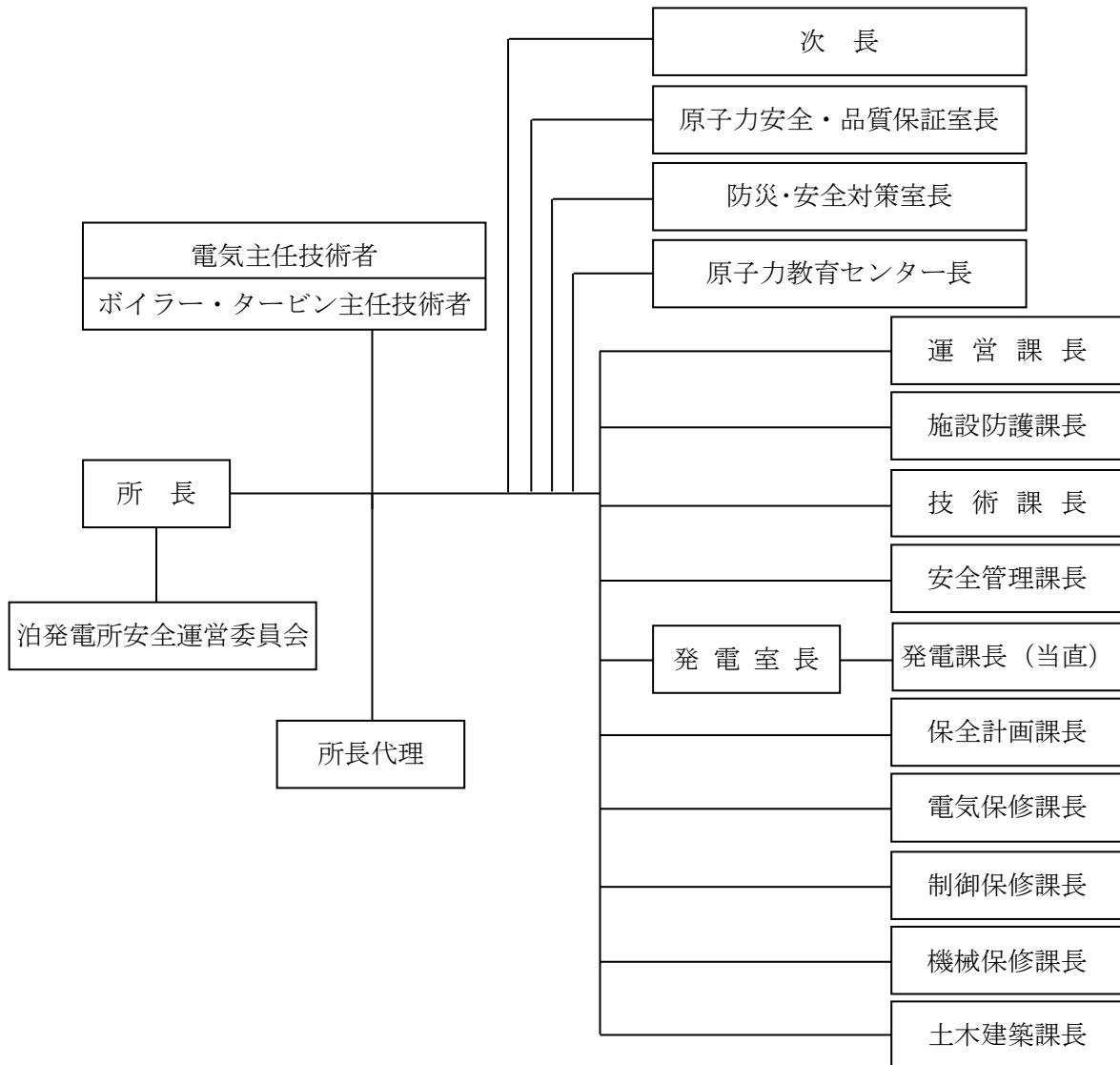
原子力発電所の保全では、構築物、系統及び機器の経年劣化が徐々に進行して最終的に故障に至ることのないよう、定期的な検査や点検等により経年劣化の兆候を早期に検知し、必要な処置を行い、事故・故障を未然に防止している。

当社は、運転監視、巡視点検、定期的な検査及び点検により設備の健全性を確認し、経年劣化等の兆候が認められた場合には詳細な調査及び評価を行い、補修、取替等の保全を実施している。特に長期の使用によって発生する経年劣化事象については、点検により経年的な変化の傾向を把握し、故障に至る前に計画的な保全を実施している。

具体的には、国が技術的な妥当性を評価し、実用炉規則第81条第1項に掲げる保守管理に係る要求事項を満たすものとなった日本電気協会「原子力発電所の保守管理規程」(JEAC4209-2007)に基づき、保安規定第118条(保守管理計画)を定めている。

(1) 泊発電所における保全活動の実施体制

泊発電所における保全活動は、図－7に示す泊発電所における保安に関する組織により行っている。



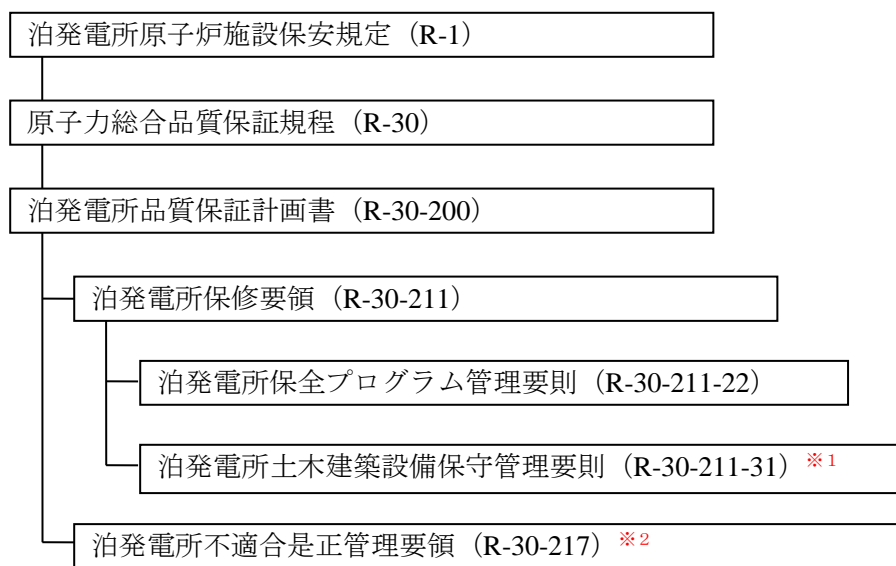
図－7 泊発電所における保安に関する組織

各職位の保安に関する職務は以下のとおり。

- ・ 所長は、発電所における保安活動及び醸成活動を統括する。
- ・ 所長代理は、所長を補佐する。
- ・ 次長は、所長が特に管理を委任した業務を行うとともに、所長を補佐する。
- ・ 原子力安全・品質保証室長は、発電所における品質保証活動及び醸成活動の総括を行う。
- ・ 防災・安全対策室長は、原子力防災対策及び原子炉施設の安全性向上に関する業務を総括する。
- ・ 運営課長は、技術関係業務の総括及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。
- ・ 施設防護課長は、保全区域及び周辺監視区域の区域管理に関する業務を行う。
- ・ 技術課長は、原子炉施設の運転条件及び燃料管理に関する業務を行う。
- ・ 安全管理課長は、放射線管理、放射性廃棄物管理及び化学管理に関する業務を行う。
- ・ 発電室長は、原子炉施設の運転に関する業務を統括する。
- ・ 発電課長（当直）は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。
- ・ 保全計画課長は、原子炉施設の保修、改造の計画に関する業務を行う。
- ・ 電気保修課長は、原子炉施設のうち、電気設備の保修、改造の実施に関する業務を行う。
- ・ 制御保修課長は、原子炉施設のうち、計装制御設備の保修、改造の実施に関する業務を行う。
- ・ 機械保修課長は、原子炉施設のうち、機械設備の保修、改造の実施に関する業務を行う。
- ・ 土木建築課長は、原子炉施設のうち、土木建築設備の保修、改造の実施に関する業務を行う。
- ・ 原子力教育センター長は、教育・訓練の総括を行う。

(2) 泊発電所における保全活動に関する文書体系

保安規定に従い、保全活動に必要な手順を、所定の手続きに従って作成されるQMS文書として定めている。泊発電所の保全活動に関する文書体系を図－8に示す。



※1 令和2年4月1日からは、名称が「泊発電所土木建築設備施設管理要則 (R-30-211-31)」へ変更となっている。

※2 令和2年4月1日からは、名称が「泊発電所改善措置活動管理要領 (R-30-217)」へ変更となっている。

図－8 保全活動に関する社内文書体系

各文書の規定範囲は以下のとおり。

a. 一次文書

(a) 泊発電所品質保証計画書 (R-30-200)

保安規定、原子力総合品質保証規程及び関係法令に基づき、泊発電所の原子力安全の達成と信頼性の確保、及びこれらを維持、向上させるために、原子力安全のためのマネジメントシステムを確立し、これに基づいた品質保証活動を実施するとともに、QMSの有効性を評価確認し、継続的に改善することを目的とした計画書。

b. 二次文書

(a) 泊発電所保守要領 (R-30-211)

泊発電所の原子力発電設備の保守管理を保安規定、泊発電所品質保証計画書及び保安規程に基づき、円滑かつ適切に行うことを目的とした要領。

(b) 泊発電所不適合是正管理要領 (R-30-217) ※

保安規定及び泊発電所品質保証計画書に基づき、泊発電所において発生した不適合が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理するための方法及びそれに関する責任と権限並びに根本原因分析を実施するための方法及び体制等を定め、これを的確に実施することを目的とした要領。

※ 令和2年4月1日からは、名称が「泊発電所改善措置活動管理要領 (R-30-217)」へ変更となっている。

c. 三次文書

(a) 泊発電所保全プログラム管理要則 (R-30-211-22)

泊発電所保修要領で定める保全プログラムを管理するために、保全プログラムを構成する各項目の運用及び作成手順を定めた要則。

(b) 泊発電所土木建築設備保守管理要則 (R-30-211-31) ※

泊発電所保修要領に基づき実施する土木設備及び建築設備の保守管理計画のうち、保全の計画、実施、評価及び改善の活動を行うための必要なプロセスを定め、保守管理を円滑かつ適切に行うことを目的とした要則。

また、本要則は、泊発電所保全プログラム管理要則における、個別に保全頻度、保全方式、保全タスク等を定める個別プログラムとして適用する。

※ 令和2年4月1日からは、名称が「泊発電所土木建築設備施設管理要則 (R-30-211-31)」へ変更となっている。